

内閣総理大臣 小泉純一郎 様

## 要 請 書

中国人強制連行事件・劉連仁訴訟については判決を待つことなく、謝罪と賠償を求める劉連仁さんの遺族の要求を受け入れ、速やかに早期の解決を決断することを要請します

劉連仁訴訟は、2001年7月東京地方裁判所において、原告の賠償請求全額を認める判決が出されましたが、被告国側が控訴したために3年にわたる控訴審を経て、去る2004年10月に結審しました。

しかし、この訴訟は提訴以来すでに9年が経過し、被害者原告劉連仁氏は一審判決を見ることなく他界しており、訴訟を継承した妻趙玉蘭さんも高齢で病弱なため、私たちはこの事件について、政府が控訴審判決を待つことなく、人道的立場から早期に解決を図る必要があります。

また、劉連仁訴訟は、戦前の不法行為に加えて戦後の政府の責任が断罪された事件であり、劉連仁氏は、1958年に発見された当時から日本政府に対して謝罪と賠償を要求しておりますが、政府は国会答弁において「当時の事情を明らかにするような資料がない」として、外務省作成の「華人労務者就労事情報告書」の存在すら隠蔽し、強制連行の事実を認めることを拒否し、一方で当時の岸内閣は愛知揆一官房長官名で、10万円の金一封（劉連仁氏は受取拒否）を添えた書状で早期の帰国を促し、解決を先送りしました。

その後、戦後50年を迎えた1995年8月、劉連仁氏は当時の村山首相へこれらの経過を踏まえ解決を求める「直訴状」を渡しておりますが、その回答もなく今日に至っております。

これらの経過から見ても、政府がこの訴訟の早期解決を他の強制連行・強制労働事件訴訟に先駆けて行なう政治的・道義的責任があると言えます。

日本と中国の国交が正常化し、戦後60年を迎えようとする今日、中国側で解決を求めている歴史的な「遺留問題」のひとつに中国人強制連行・強制労働事件が上げられております。近時の「経熱政冷」の日中関係は憂慮すべきものですが、劉連仁訴訟の解決は今日の冷え込んだ日中の政治関係を改善する契機にもなりうるものです。

政府が謝罪と賠償を求める劉連仁氏の遺族の要求を受け入れ、早期解決のための交渉に踏み切ることをここに要請するものです。

2005年 月 日

[要請団体]

所在地

団体名

代表者

印